

施工計画書作成 に関する参考資料

令和6年6月

函館市企業局上下水道部管路整備室

～ 改訂概要 ～

○令和5年7月

- ・ 「産業廃棄物の事業場外保管の届出について（手引き）」函館市環境部環境対策課」の注意事項について追記した。

○令和6年4月

- ・ 「廃棄物処理法に関する申請・届出書類」函館市環境部環境対策課」における事業計画書第2面運搬施設の概要について添付し、竣工時に使用車両と申請車両を照合できる資料を提出することを追記した。

○令和6年6月

- ・ 「北海道土木工事書類簡素化ガイド」（令和6年3月）に準じて簡素化した。
- ・ 誤認の多い項目について補足説明を追加した。

～ 施工計画書作成にあたって ～

土木工事は、自然的要因や地先の条件、埋設物状況、架空線状況、道路幅員、道路交通量等の様々な要素について考慮しなければなりません。

これら一つ一つの現場における施工条件を十分に調査把握し、施工計画に反映する必要があります。

施工計画書に記載する内容は共通仕様書や特記仕様書はもちろん、各種の指針や示方書にも準拠したものでなければなりません。

また、記載した内容は必ず実施しなくてはなりません。

現場条件と合わない施工方法や実施しない内容などが記載されている場合、施工計画書と現場が一致していないと捉えた際には「工事評定」において減点の恐れもありますので十分ご注意ください。

施工計画書の内容に変更や追加が生じた場合はただちに変更計画書を作成し、提出すること。変更箇所は朱書きとし、変更年月日を右上に記載すること。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、都度の提出を省略できることとする。

～ 施工計画書の基本的な条件 ～

提出時期：工事着手前まで

（原則、工事監督員の承認後でなければ工事着手を認めません。）

提出様式：A 4 縦ファイル

（読み取りなどに問題がなければ両面印刷も可）

目 次

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理計画
- (8) 緊急時の体制および対応
- (9) 安全管理
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 建設副産物の適正処理計画
- (14) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書
- (15) 社内検査
- (16) その他

1. 工事概要

1) 工事概要

【記載例】を参考に工事概要を記載すること。

施工内容については、設計内訳書の番号ごとに整理すること。

【記載例】

1-1. 工事概要

- 1) 工事名 :
2) 工事場所 :
3) 請負金額 : 税込額 (うち消費税額)
4) 工期 :
5) 発注者 : 函館市企業局上下水道部管路整備室

主任監督員 ○○ ○○

監督員 ○ ○○

監督員 ○○ ○○

- 6) 請負者 :
7) 現場代理人 : 氏名
8) 監理技術者 : 氏名・年齢・生年月日

(主任技術者) 資格種類・資格番号

* 経験年数が要件の場合はその年数を表記。

- 9) 施工内容 : 【01】

工種	種別	細別	単位	数量

【02】

工種	種別	細別	単位	数量

- 10) 測量委託業者 : (株)○○測量 担当者○○ ○○ TEL ○○-○○○○

2) 位置図および工事概要図

3) 根拠資料・準拠資料・各種基準・特に注意すべき関係法令一覧

2. 計画工程表

工事の計画工程表は、各工種毎に工期設定、土・日・祝日等を含めた「不稼働日の設定」を行い全体工程に反映させること。

工程表の作図方式は「バーチャート工程表」を用いること。

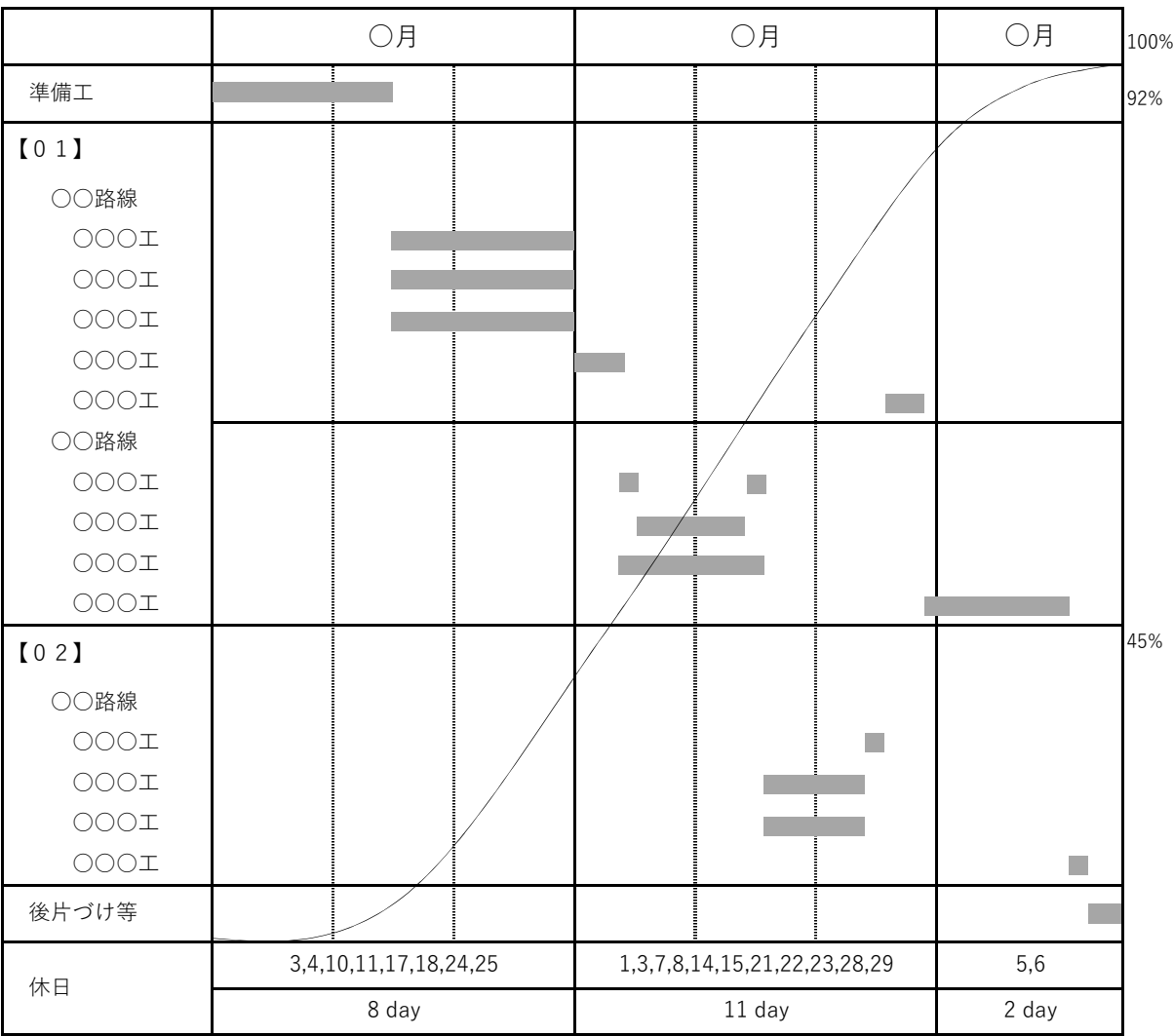
路線ごとに日付や所要日数、施工順序等がわかりやすくなるよう工夫すること。

※道路工事や他の埋設物工事、民間工事等との施工工程の関連がある場合は「ネットワーク工程表」等を用いて施工の順序がわかるよう整理すること。

進捗率が月毎に管理出来るように、「出来形累計曲線」を明記すること。

月末ごとに「履行報告書」に「実施工程表」と「進捗が判る定点写真」を添付し提出すること。

【参考イメージ】



3. 現場組織表

1) 現場組織表

各業務担当毎に氏名・所属会社名・資格等を明記すること。

【記載例】

3-1.現場組織表																															
現場代理人 氏 名： 現場事務所 TEL： FAX： 夜間・休日・緊急 TEL：	主任技術者 (監理技術者) 氏 名： 夜間・休日・緊急 TEL：	施工管理 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>会社名</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>工程管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>品質管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>出来形管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>写真管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>測量管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>廃棄物管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			氏名	会社名	資格	工程管理				品質管理				出来形管理				写真管理				測量管理				廃棄物管理			
	氏名	会社名	資格																												
工程管理																															
品質管理																															
出来形管理																															
写真管理																															
測量管理																															
廃棄物管理																															
社内検査員 氏 名： 会社名： 資 格： TEL：		機材管理 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>会社名</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>資材管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>重機管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			氏名	会社名	資格	資材管理				重機管理																			
	氏名	会社名	資格																												
資材管理																															
重機管理																															
社内検査員 氏 名： 会社名： 資 格： TEL：		安全管理 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>会社名</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>労務安全管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>交通安全管理</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全巡視員</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			氏名	会社名	資格	労務安全管理				交通安全管理				安全巡視員															
	氏名	会社名	資格																												
労務安全管理																															
交通安全管理																															
安全巡視員																															
		事務・労務管理 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>会社名</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>事務担当</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>労務担当</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			氏名	会社名	資格	事務担当				労務担当																			
	氏名	会社名	資格																												
事務担当																															
労務担当																															

2) 技能士の活用

受注者は、工事目的物の品質の向上を図るために、全ての工事において、技能士（職業能力開発促進法に基づく有資格者）の積極的な活用に努めるものとする。

次に掲げる作業内容を有する工事については、該当する職種の技能士の活用状況を当該工事の工事施工成績評定において評価するものとする。

ただし、作業が軽微（主たる目的物の作業ではない、工事数量が僅少等）な場合を除く。

- 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有している者とする。
- 技能士は、該当する作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の作業者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。
- 「地域技能士会の発行する資格証明書」または「技能検定合格書の写し」あるいは「技能士手帳の写し」を添付すること。

【記載例】

対 象 職 種	作 業 内 容	工 種	技能士の 活用予定 の有無	当該工事に従事予定の 技能士氏名（1名）及び技能士数		
				級別	氏名	左の者を 含む 技能士数
ウエルポイント施工技能士	ウエルポイント工事作業	地盤改良 ウエルポイント工				人
型枠施工技能士	型枠組立・撤去作業	コンクリート工				人
コンクリート圧送施工技能士	コンクリート圧送		○	1級	函館太郎	1人
鉄筋施工技能士	鉄筋組立					人
コンクリート積み ブロック施工技能士	コンクリート積ブロック施工	積ブロック工				人
さく井技能士	さく井（井戸掘り）作業	さく井工				人
樹脂接着剤注入施工技能士	樹脂接着剤注入作業	コンクリート補修工				人
石材施工技能士	石材加工、石張り、石積み作業	石積み工				人
造園技能士	植栽作業	植栽工				人
塗装技能士	塗装作業	塗装工				人
とび技能士	とび作業	とび工				人
防水施工技能士	防水工事作業	防水工				人
路面標示施工技能士	路面標示作業	区画線工	○		未定	1人
合 計						2人

4. 指定機械

排出ガス対策型機械（一般）
（北海道建設部土木工事共通仕様書1-1-1-35より）

○一般工事中用建設機械

ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

・バックホウ			
・トラクタショベル（車輪式）			
・ブルドーザ			
・発動発電機（可搬式）			
・空気圧縮機（可搬式）			
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ			
・ホイールクレーン、クローラークレーン、ラフテレーンクレーン			
・アスファルトフィニッシャー			
・モーターグレーダ、除雪グレーダ			
・油圧ユニット			
（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）			
油圧ハンマ	パイプロハンマ	油圧式鋼管圧入・引抜機	油圧式杭圧入・引抜機
杭打ち用ウォータージェット	アースオーガ		オールケーシング掘削機
リバースサーキュレーションドリル	アースドリル		地下連続壁施工機
全回転オールケーシング掘削機			

○「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（通称オフロード法）」の基準適合表示が付されている

○排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの

【記載例】

※カタログ等の添付は原則不要。

機種名	仕様	台数	使用工種	所有	使用工程					振動・騒音 排ガス対応
				区分	6月	7月	8月	9月	10月	
バックホウ	0.28m3級 クレーン仕様	1	管きょ工	自社	14 _____			21 _____		○
バックホウ	0.45m3級	1	管きょ工	リース (会社名)		10 _____			21 _____	○
ダンプトラック	4t	1	土砂運搬・殻運搬	自社	14 _____				21 _____	○
タイヤローラ	8t	1	付帯工	〇〇組				1 _____	21 _____	○
アスファルトフィニッシャー	ホイール型	1	付帯工	リース (会社名)				1 _____	21 _____	○
...	...									
...										

○使用する建設機械の写真撮影は原則不要とする。

5. 主要資材

使用する主要な資材の一覧を作成する。

事前に製造業者に納入時期や出荷可否を確認し、資材発注計画を検討すること。

【記載例】

※カタログ等の添付は原則不要。

品名	規格	単位	予定 数量	製造 業者	品質 証明	搬入・使用工程					備考
						6月	7月	8月	9月	10月	
鉄筋	SD345	kg	4,000	〇〇	シルト	14			21		
生コン	C4	m3	200	〇〇	試験 成績表		10			21	
碎石（再生）	0-80mm級	m3	180	〇〇	試験 成績表	14			21		
...	...										
...											

- 設計上、再生材が指定されている場合は、原則再生材を使用すること。
使用できない場合はその根拠資料を添付の上、監督員と協議し、承諾を得ること。
- 再生骨材の搬入予定会社が再生資源化中間施設となっているか確認すること。
- 資材の保管方法、場所を記載すること。
- 現場到着までの所用時間が定められているもの（生コン等）や、他の交通に影響を与える大規模な輸送が想定される資材については、それらの輸送計画を詳細に添付すること。
- 設計図書で指定されている材料のみ、事前に品質証明書等を添付して使用材料承諾願いを提出すること。

6. 施工方法

1) 現地調査

① 資料収集

地下埋設物について資料を収集し、工事対象物との関係性を整理すること。

② 現地踏査

工事箇所の作業環境（地先の土地利用状況、近接物件、地下埋設物、障害物等）について整理すること。

③ 試掘調査

資料収集および現地踏査の結果をもとに事前に状況を確認すべき箇所について試掘調査を行い、結果をとりまとめ、監督員に報告すること。

2) 工事測量

① 仮BMおよび工事用多角点を設置するための基準となる点を選定し、情報を整理すること。

② 工事着手後速やかに測量を実施し、測量結果と設計図書との差異について監督員に報告すること。

③ 工事の施工に必要な基準点等に対し、必要に応じて引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷がないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、工事監督員へ報告し、速やかに復元しなければならない。

④ 関連工事がある場合、関連工事の測量結果と整合がとれているか確認すること。

⑤ 工事範囲周辺に存在する用地幅杭、用地境界杭、基準点、仮BM、工事用多角点等の重要な測量標を損傷しないよう努めなければなりません。

ただし、施工上これを存置することが困難な場合は仮移設・復元等について監督員と協議すること。

3) 施工方法

① 気象条件（高温、低温、降雨、降雪等）の影響を受ける工種について整理し、対応を計画すること。

② 関連工事との施工分担や工程調整について整理すること。

③ 使用する建設機械の規格を適宜選択すること。

（最大掘削深さ、旋回半径、作業半径等、機械の能力を超えないよう計画すること。）

④ メーカーごとに管理方法が異なる製品を使用する場合は製造業者の施工マニュアルを入手すること。

（更生材の温度管理、圧力管理、ワイロ-ブの許容破断強度、ウィンチ能力、バルトトルク管理等）

⑤ 直掘り、法切り、土留めの計画がわかるよう掘削形状について図示すること。

⑥ 土留めについては構造計算および使用予定の資材（カタログ等）により強度、応力の確認を行う。

4) 仮設計画

① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための構造計算

② 仮設建物・材料・機械等の仮置場

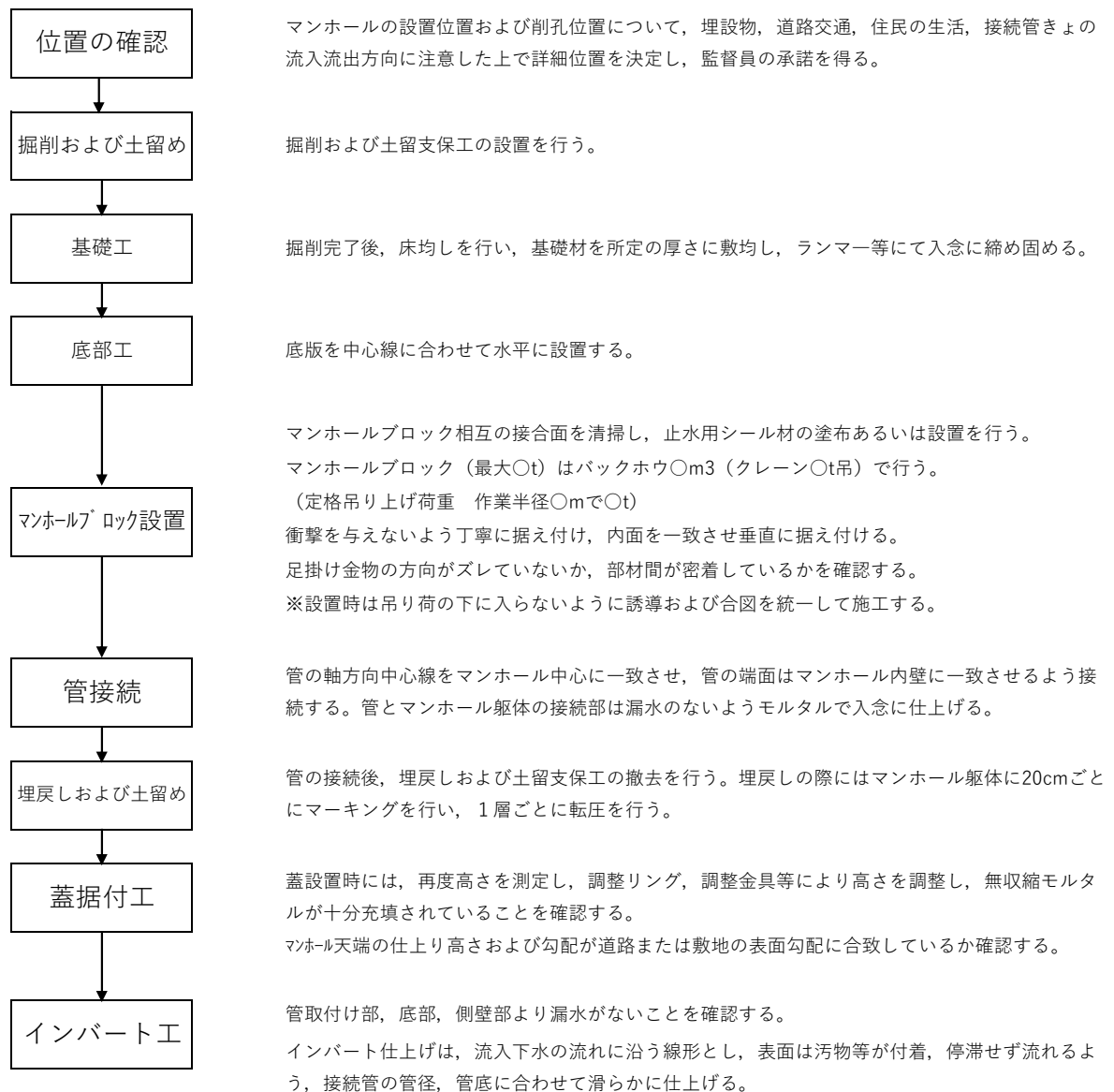
③ プラント等の機械設備

④ 運搬路・仮排水・仮設電力

⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

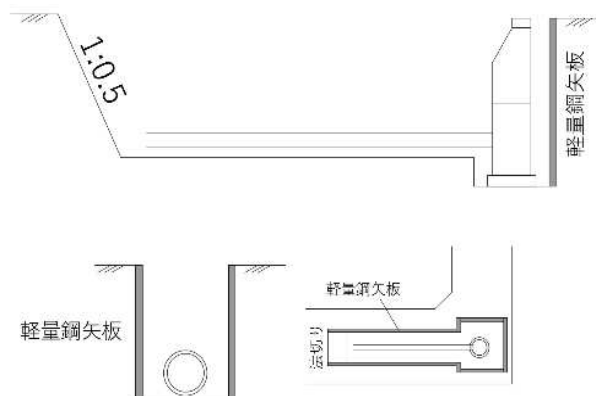
【記載例】

組立マンホール工



文章だけでは説明しきれない場合や、図面や略図があったほうがわかりやすい場合は、積極的に挿入してください。

【記載例：掘削形状】



7. 施工管理計画

下水道土木工事必携（案）および北海道建設部土木工事共通仕様書に示す施工管理基準に基づき、施工管理方法を記述する。

ただし、条件の厳しい社内規格値を定めているもの、共通仕様書に定めのないもの、施工規模・施工条件（工事目的物の重要性、軟弱地盤等の特別な条件、施工の困難性等）等により別に基準を定める場合はその内容を記すこと。

1) 技術者資格および審査制度の活用について

下水道工事は狭小な作業環境下で施工することが多く、管路更生などの専門的な技術について知識や経験が必要となることも多いことから、施工管理に関する資格を適宜活用する等して品質および安全を確保するよう努めることとする。

【記載例】

技術者種別	活用の有無	氏 名	左の者を含む技術者数
下水道管路管理（総合・主任・専門）技士	○		人
下水道管路更生管理技士	×		人
取付管口穿孔技士	○		人

2) 工程管理

月ごとの履行報告書作成時に計算する進捗率を予定進捗率と対比させ、10%以上の差が生じた場合は、フォローアップを実施すること。

休日夜間作業届は事前に「作業日」「作業時間」「作業内容」「緊急連絡体制」を書面にて報告すること。作業日ごとではなく確定作業日を集約して提出することも可能とします。

3) 出来形管理

当該工事で行う出来形管理の「測定項目」についてのみ記載する。なお、共通仕様書に規格値がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定めること。

測定頻度については「仕様書頻度」と「現場で実際に測定する頻度」が異なる場合は分けて記載すること。

社内規格値の設定があれば記載すること。（規格値の○%以内）

注意：丁張はあくまで施工上の目安を現地に示すための仮設物であり、丁張からの下がりで基準高を管理することは認められません。

【記載例】

工種	測定項目	規格値		測定頻度		管理測点	仕様書項目番号
		仕様書	社内	仕様書	現場		
管布設 (自然流下管)	基準高	± 30	± 15	両端部および中央部	両端部および3地点	通加距離 ○○m(中央部) ○○m, ○○m	下水道-1-3-4

4) 品質管理

当該工事で行なう品質管理の「試験項目」についてのみ記載すること。

試験成績書等により確認する項目についても記載すること。

社内規格値の設定があれば記載すること。（規格値の○%以内）

5) 写真管理

当該工事で行う写真管理の「撮影項目」について記載すること。

【記載例】

工種	撮影項目	撮影頻度		撮影測点	提出頻度	番号
		仕様書	現場			
管路埋戻	埋戻状況 (仕上り厚)	マンホール間 ごとに1回	約20m毎 および マンホール部	追加距離 ○○m, ○○m ○○m	代表箇所1枚	下水道-1-3-3

共通仕様書で定められた管理基準に従うこと。不明な点があれば監督員と協議すること。

撮影頻度については「仕様書頻度」と「現場で実際に測定する頻度」が異なる場合は分けて記載すること。

「撮影頻度」と「提出頻度」を混同しないようにすること。

交通誘導員の配置，工事スペースの明確化，歩行者動線の確保，誘導看板の設置等の安全管理の実施状況が確認できるよう写真撮影し，納品すること。

基準値との比較のような定量的評価をすることは困難だが，適切に施工したことを証明すべき事項については確実に写真撮影し，納品すること。（事前処理工，管内洗浄工，取付管口穿孔工等）

6) 段階確認

共通仕様書で定められた段階確認項目・完成時不可視になる項目についてはあらかじめ段階確認願を提出しなければならない。

確認の項目や頻度などで不明な点がある場合は，事前に監督員と協議すること。

段階確認の対象地点，項目については臨場写真，出来形管理写真の撮影を省略可能とする。

【記載例】

種別	細別	確認時期	確認項目
管基礎工	砂基礎	施工完了後	幅，厚さ
管布設工	硬質塩化ビニール管	スパン完了ごと	基準高，延長，通り

7) 監督員立会

契約図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された事項についてはあらかじめ立会願を提出しなければならない。

また，施工中において監督員立会いのもと判断すべき事項がある場合も立会願を提出すること。

8. 緊急時の体制および対応

1) 緊急時連絡体制の確立

事故または災害発生等の緊急事態発生時における連絡体制図を記載すること。

事故対策本部を設置すること。

夜間・土日祝祭日における関係機関への連絡先も記入すること。

(連絡先参考)

函館市

市土木部道路管理課 : 0138-21-3410

函館市排水設備指定業者協同組合 : 0138-31-4774

水道修繕センター : 0138-83-2661

警 察

中央警察署 : 0138-54-0110

西警察署 : 0138-42-0110

消 防

消防本部 : 0138-22-2142

北消防署 : 0138-41-4722

東消防署 : 0138-36-0119

労働基準監督署

安全衛生部門 : 0138-87-7606 ※代表番号0138-23-1276

労災補償部門 : 0138-87-7607 H31.3.25に廃止

道路占用事業者

北ガス : 0138-42-3817

N T T : 0120-444-113

北海道電力（ほくでんサービス） : 0138-22-4111

下請け業者の連絡先も記載すること。

労災保険の療養（補償）給付請求手続きの際は、労災保険指定医療機関への受診が原則ですので事前に現場付近の指定病院を確認しておくことが望ましい。事故が発生した場合は事業主から労災である旨を病院へ連絡すること。

2) 異常気象時（大雨，強風，雪，雷，地震，津波等）への対応

以下について労働安全衛生法，土木工事安全施工技術指針等を参考に検討すること。

① 気象情報の収集方法と確認時期

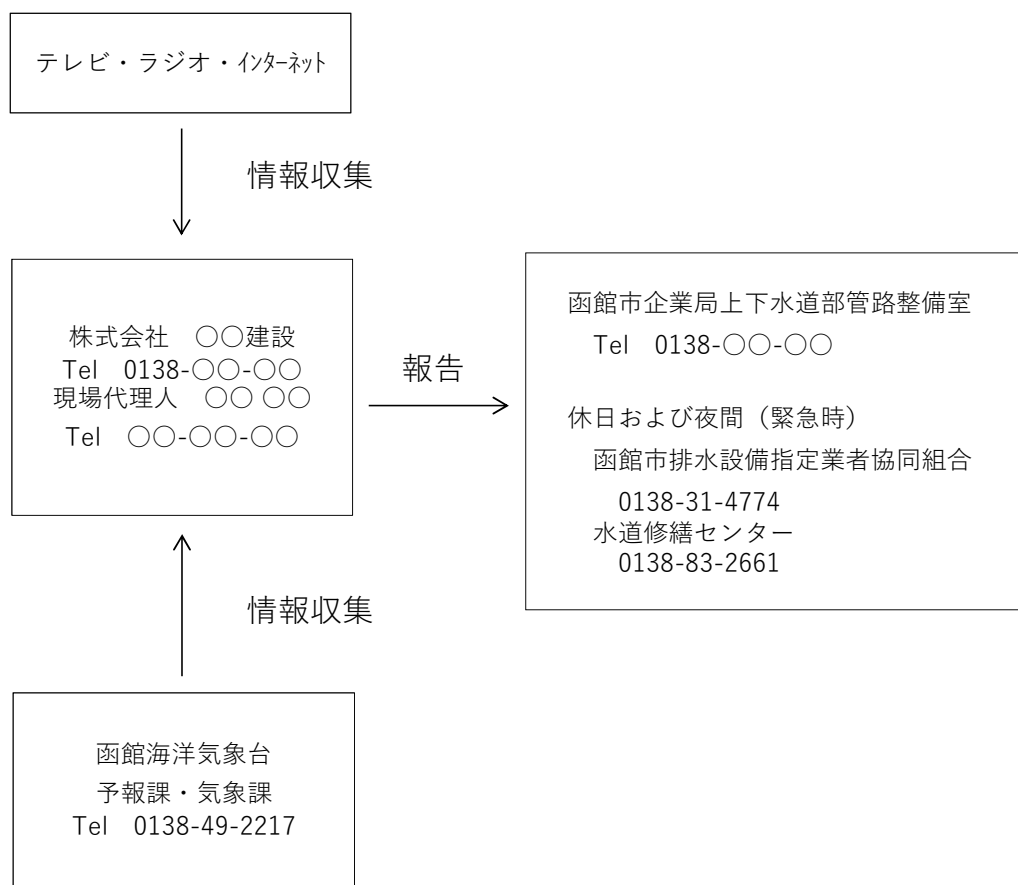
② 作業中止基準

③ 作業現場及び設備の点検・保安方法

【 異常気象時の体制（例） 】

集中豪雨，強風，地震等の自然災害の発生が予想される場合は現場事務所に常駐して以下の体制をとることとし，発注者に報告する。

ただし，現場事務所が被災する恐れのある場合は直ちに避難し本社にて体制を確保する。



～ 気象条件（降雨・強風・地震）による作業中止基準 ～

気象条件により，安全作業が困難な場合や品質に影響を及ぼす恐れのある場合の作業中止基準を定め，関係者に中止時の指示事項を周知させる。

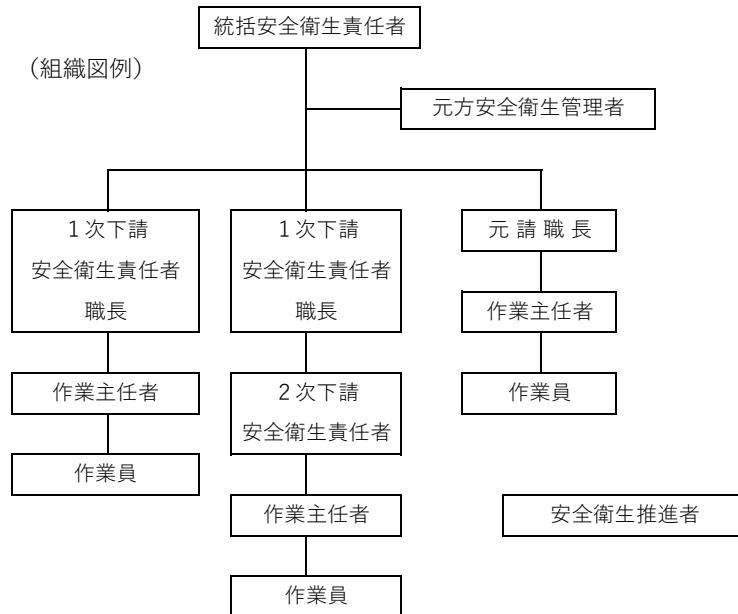
作業の再開は現場を巡回，点検し安全を確認してから行う。

項 目	作業中止基準		確認方法
強 風	10分間平均風速 10m/s 以上	暴風警報	テレビ・ラジオ インターネット情報 地域の防災無線 等
暴 風	瞬間風速 30m/s を超える風		
大 雨	1回の降雨量が 50mm 以上	大雨警報	
大 雪	1回の降雪量が 25cm 以上	大雪警報	
地 震	震度 4 以上	地震発生時	
濃 霧	視界が 5m 以下	目視	

9. 安全管理

1) 安全管理組織

安全管理組織表および労働安全衛生法等において配置が義務付けられている作業別有資格者、作業主任者、技能講習特別教育修了者等の名簿を作成すること。



- 労働安全衛生法等により選任が義務付けられている「有資格者」
(例)

資格名	氏名	交付番号	取得年月	作業区分
クレーン運転士	〇〇 〇〇	△△△号	□年□月	吊荷重5t以上の移動式クレーン

- 就業制限により配置が必要な「作業主任者」
(例)

資格名	氏名	交付番号	取得年月日	作業区分
地山の掘削作業	〇〇 〇〇	△△△号	□年□月	掘削面の高さが2m以上の地山掘削
土止め支保工作業	〇〇 〇〇	△△△号	□年□月	土止め支保工の設置撤去

- 就業制限により配置が必要な「技能講習・特別教育修了者」
(例)

資格名	氏名	交付番号	取得年月日	作業区分
玉掛作業	〇〇 〇〇	△△△号	□年□月	吊荷重1t以上の玉掛け作業

3) 安全管理対策の実施計画（実施時期や時間を含む）

安全施工サイクル，安全パトロール，安全訓練・教育（月1回半日以上），KY活動，災害防止協議会（月1回半日以上），新規入場者教育（本工事内容の周知徹底，予想される事故対策）等 について計画一覧表を作成すること。実施資料は請求された場合に提示できればよく，提出は必要ありません。

4) 車両系建設機械作業計画書

誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置について計画すること。

「作業員の注意に頼らない安全管理」が大原則であることを念頭に計画を練ること。

○ 建設工事（トンネル工事，橋梁建設工事，圧気工法による作業以外）において配置すべき安全体制責任者および管理者

〔 全工事が対象 〕

元請業者	
常時100人以上	総括安全衛生管理者
常時50人以上	安全管理者
	衛生管理者
	産業医
常時10人以上50人未満	安全衛生推進者

〔 下請けがある場合が対象 〕

元請業者		下請業者
常時50人以上	統括安全衛生責任者	安全衛生責任者
	元方安全衛生管理者	
おおむね10～49人規模	統括安全衛生責任者に準ずる者	安全衛生責任者に準ずる者
	元方安全衛生管理者に準ずる者	

10		20		50		100		(人)
全 て								
			安全衛生推進者					
						安全管理者		
						衛生管理者		
						産業医		
下 請 け あ り							総括安全衛生管理者	
			統括安全衛生責任者に準ずる者					
			元方安全衛生管理者に準ずる者					
						統括安全衛生責任者		
						元方安全衛生管理者		
			安全衛生責任者に準ずる者（下請）			安全衛生責任者（下請）		

1 0. 交通管理

工事現場での交通事故及び沿道住民への迷惑を防止し、あわせて円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するための管理体制を記載すること。

- 1) 保安施設配置計画図
交通誘導員の配置，工事スペースの明確化，歩行者動線の確保，誘導看板の設置 等について現場施工条件ごとに計画し，作成すること。
- 2) 過積載防止対策
運転手や作業員任せにするのではなく，管理者がチェックできる体制の確立
(自重計やトラックスケールによる確認に加え，積載可能高さを明示する 等)
- 3) 通行止め規制を行う場合の迂回路案内図
- 4) 工事車両通行路
主要材料（工事間利用土砂を含む）および建設機械輸送時の搬入・搬出経路，出入口対策，標識等安全施設の配置計画，輸送担当業者の選定について
- 5) 交通誘導警備員
設計図書において交通誘導警備員Aを計上されている場合は工事作業中，現場に警備員Aを1名以上配置する必要があります。交通誘導警備業務検定の合格証明書を添付すること
- 6) 特殊車両の通行
道路法車両制限令で定められている一般制限値を超える規格の車両を通行させるなど，特殊車両通行許可申請が必要となる場合は通行経路および各道路管理者の許可証の写しを添付すること。

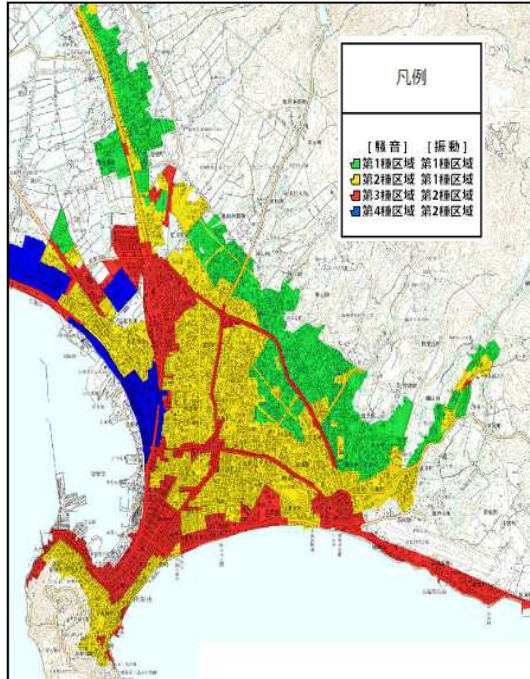
1 1. 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と，円滑な工事施工を図ることを目的として，環境保全対策関係法令に準拠して，対策計画を記載すること。

- 1) 騒音，振動対策
市環境部へ騒音振動規制地域内における特定建設作業の申請をした場合は実施届の写しを添付すること。
- 2) 水質汚濁
(汚濁水の発生が予想される場合，濁度等の計測について監督員と協議すること)
- 3) ゴミ，ほこりの処理
- 4) 事業損失防止対策
- 5) その他

一般的な対策方法を記載するだけでなく，各現場の周辺環境を考慮した具体的な方法を検討し，休工中の実施方針についても記載すること。

騒音・振動規制地域 区域区分図



騒音・振動・悪臭に係る
規制地域図データシステム

<http://envgis.ies.hro.or.jp/ssa/index.html>
北海道環境生活部環境局環境政策課環境保全
グループより引用

この図面は、平成29年5月1日現在の指定状況です。
また、簡略化した参考図であり、道路等区域の境界に
ついては縮尺等による誤差を含みます。

特定建設作業とは・・・

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音
又は振動を発生する作業であって、政令で定めら
れているものです。
当該作業の開始日の7日前までに各市町村に届出
が必要となります。
ただし、当該作業が1日で完了するものについて
は届出は不要です。

バックホウ、くい打機、舗装版破砕機、ブレーカー（手持ち以外）は対象となる可能性があるため確認すること。
環境大臣が指定する低騒音型、低振動型の建設機械の場合は届出が不要となります。↓
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

1 2. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関する取組みについて記載すること。

以下について示した位置図および配置図を作成すること。

- ・ 現場事務所
- ・ 仮設トイレ
- ・ 重機保管場所
- ・ 産廃仮置き場
- ・ 資材仮置き場
- ・ 休憩所
- ・ 工事車両駐車スペース
- ・ 現場事務所掲示板

1) 仮設関係

工事内容を周辺住民へ周知する看板 等

2) 安全関係

デザインフェンスの設置

交通規制時の予告看板やのぼり、減速喚起リング、車両停止位置の明確化

保護具や有毒ガス、酸欠、粉じん対策、救急用具の整備、AEDの設置、熱射病対策 等

3) 営繕関係

現場事務所、トイレ、休憩所の配置、消防施設、電話の設置 等

現場施設の設置箇所については土地所有者及び地目を記載すること。

土地を借用した場合は借地期間、返却条件についても記載することとし、借用書の写し
を添付すること。

4) イメージアップ対策の内容（イメージアップ経費を計上された場合）

5) その他

（注）住宅地において営繕施設を設ける場合は騒音について特別配慮すること。

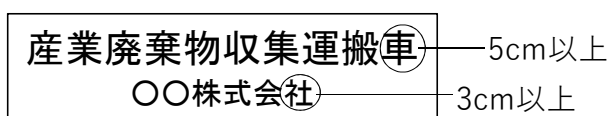
1 3. 建設副産物の適正処理計画

- 1) 受注契約前に発注者と合意した「解体工事に要する費用」「再生資源化等に要する費用」「再生資源化等をするための施設の名称および所在地」について記載すること。
- 2) 各産業廃棄物処理施設・廃棄物の受入契約書および処理許可書を添付すること。
- 3) 産業廃棄物の「収集運搬」「処分（中間処理または最終処分）」を自社で行うのか、委託するのか整理すること。
契約書および運搬許可証、許可車両一覧表の写しを添付すること。

産業廃棄物を収集運搬する車両の表示義務および携帯書類について

【排出事業者が自ら運搬する場合】

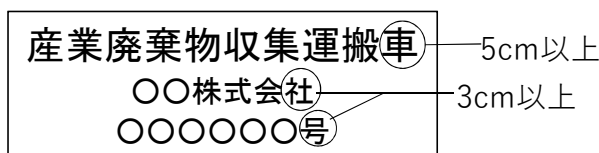
表示は印刷された文字であれば、ステッカーでも構いません。



[携帯しなければならない書類]

- ・ 氏名または名称および住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

【委託者が運搬する場合】



[携帯しなければならない書類（従前通りの場合）]

- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し

[携帯しなければならない書類（電子マニフェストを用いる場合）]

- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類および数量
- ・ その運搬を委託した者の氏名または名称
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先

スマートフォン等により電子情報を
確認できる状態であればよい

- 4) 産業廃棄物を委託者に運搬させる場合、当該業者の収集運搬業許可申請書のうち様式第六号の二（第九条の二関係）第2面_運搬車両一覧を添付すること。

竣工時には、産業廃棄物の収集運搬に用いた車両がこの一覧にある車両であることを確認できる写真および伝票を提示すること。

5) 指定副産物搬出計画（マニフェスト、土砂伝票等）

建設副産物が発生する場合は発生する時期、処分時期、一時仮置箇所、保管方法、処分・運搬業者、処分条件（破砕サイズ等）の一覧表を作成すること。

また、「産業廃棄物の事業場外保管の届出について（手引き）」_函館市環境部環境対策課」に従い、保管の用に供される場所の面積が300m²以上となる場合は、保管を行う10日前までに「産業廃棄物事業場外保管届出書」を函館市長（環境部環境対策課）に提出しなければなりません。

※ 保管の用に供する面積とは、保管を行う事業場敷地のうち実際に保管を行う面積を指します。

同一敷地内において、保管を行う場所が複数ある場合にはその面積の合計が300m²以上ある場合には、届出が必要となります。

【 保管基準 】

産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の収集または運搬にあたり、事業者が自ら当該廃棄物を保管する場合は次に掲げる基準を満たして行わなければなりません。

（法第12条第1項、法第12条の2第1項、令第6条第1号、令第6条の5第1項第1号）

- ① 産業廃棄物の保管は、積替えを行う場合を除き行ってはならないこと。
- ② 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ③ 見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他、産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板（縦および横が60cm以上）が設けられていること

※ その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項とは

- ・ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）
- ・ 保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先
- ・ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最大保管高さ
- ・ 当該保管場所において保管することができる保管上限

< 掲示板の表示例 >

60 cm 以 上	産業廃棄物保管場所	
	廃棄物の種類	アスファルト殻、廃プラスチック類
	管理者の氏名または 名称および連絡先	〇〇建設(株) 担当者：〇〇 〇〇 函館市〇〇町〇-〇 TEL：〇〇-〇〇〇〇
	最大保管高さ	〇〇m
	保管上限	〇〇m ³

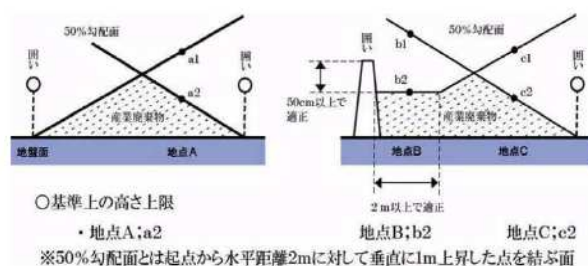
60cm以上

マニフェストは工事監督員への提示のみとし、コピーの提出は不要です。

- ④ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、並びに悪臭しないように措置を講ずること。

※ 措置とは

- 産業廃棄物のほかに伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域および地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、最大保管上限を超えないようにすること
 - ・ 廃棄物が囲いに接しない場合
囲いの下端から勾配50%（約26.5°）以下の高さ
 - ・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分のある壁）囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下の高さ



○ その他の必要な措置

- ⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれがないように、仕切り等を設けるなど必要な措置を講ずること。
- ⑦ 保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること（規則第7条の4で定める場合は除く）

1 4. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

請負金額500万円以上の工事についてはCOBRISに登録し、登録証を添付すること。

15. 社内検査

1) 社内検査員の選定 複数可

(氏名, 職種, 経歴書, 資格(資格証書の写しを添付)を記載すること)

社内検査員は社内の者を原則とするが, これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得た上で社外の者として行うことができる。

2) 検査項目

社内検査は以下の観点により実施する項目を計画すること。

- ・ 主要な施工の段階の区切り
- ・ 工事の重要な部分で工事完成後に手直しまたは検査が困難となるもの
- ・ 段階確認項目

[必須項目]

- ・ 施工計画書の審査
- ・ 安全施設 (標識, 看板, 掲示物, 保安施設, 仮設通路 等) の確認
- ・ 完成書類の審査

3) 検査箇所 (測点, 追加距離 等), 検査数量, 検査予定時期を記載すること。

4) 社内検査実施結果報告書

検査結果は報告書に検査内容を確認できる資料をとりまとめ, 検査状況写真を添付の上, 検査の都度, 工事監督員に提示するとともに, 検査時に提出しなければなりません。

※発注者は社内検査が有効に機能しているかを確認します。

社内検査において不備が指摘され, 改善措置が実施されたことについては評価において減点対象とはならず, 有効に機能していると捉えますので積極的に報告して下さい。

16. その他

1) 工事カルテ登録書 (土日祝日を除き10日以内の登録)

2) 関係機関との協議

道路使用許可, 道路工事届出書, 環境部提出資料, 関連工事業者との協議記録

地下埋設物の確認資料および管理者との協議書 を添付すること。

地下埋設物管理者との協議内容についてとりまとめること。

(記載例)	立会	管理者からの申し送り事項
水道	不要	一定期間露出させたままにする場合は防護方法について要協議。
北ガス	要	近接して中圧管が埋設されているため施工時は要立会。
北電	不要	埋設はありません。
N T T	不要	埋設はありません。電柱から〇cm以内を掘削する場合は再協議。

3) 創意工夫・高度技術の提案書 (任意)

4) 地先配布用の工事案内資料と配布範囲を明示した資料

5) 着工前写真

6) 工事契約書

7) その他